

平成 12 年 3 月 29 日

## モデル「指定訪問介護」重要事項説明書

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(〇〇県指定 第〇〇号)

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の体制	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. サービスの利用に関する留意事項	7
7. 苦情の受付について	8

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 〇〇〇〇〇会
- (2) 法人所在地 〇〇県××市△△町◇丁目▽番地
- (3) 電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
- (4) 代表者氏名 理事長 〇〇 〇〇
- (5) 設立年月 昭和〇年〇月〇日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業所・平成〇年〇月〇日指定 〇〇県〇〇号
- (2) 事業の目的
- (3) 事業所の名称 ヘルパーステーション●●・平成〇年〇月〇日指定 〇〇県〇〇
- (4) 事業所の所在地 〇〇県××市◇◇町◇丁目▽番地

平成 12 年 3 月 29 日

## モデル「指定訪問介護（ホームヘルプ）」利用契約書

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

### ◇◆目次◆◇

第一章 総則	第四章 損害賠償（事業者の義務違反）
第 1 条（契約の目的）	第 15 条（損害賠償責任）
第 2 条（契約期間）	第 16 条（損害賠償がなされない場合）
第 3 条（訪問介護計画の決定・変更）	第 17 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第 4 条（介護保険給付対象サービス）	第五章 契約の終了
第 5 条（介護保険給付対象外のサービス）	第 18 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第 6 条（訪問介護員の交替等）	第 19 条（契約者からの中途解約）
第 7 条（サービスの実施）	第 20 条（契約者からの契約解除）
第二章 料金	第 21 条（事業者からの契約解除）
第 8 条（サービス利用料金の支払い）	第 22 条（精算）
第 9 条（利用の中止、変更、追加）	第六章 その他
第 10 条（サービス内容の変更）	第 23 条（苦情処理）
第 11 条（利用料金の変更）	第 24 条（協議事項）
第三章 事業者の義務	
第 12 条（事業者及びサービス従事者の義務）	
第 13 条（守秘義務等）	
第 14 条（訪問介護員の禁止行為）	

平成 12 年 3 月 29 日

## モデル「指定訪問介護（ホームヘルプ）」利用契約書（三者契約）

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

### ◇◆目次◆◇

<b>第一章 総則</b>	<b>第四章 損害賠償（事業者の義務違反）</b>
第 1 条（契約の目的）	第 16 条（損害賠償責任）
第 2 条（契約期間）	第 17 条（損害賠償がなされない場合）
第 3 条（訪問介護計画の決定・変更）	第 18 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第 4 条（介護保険給付対象サービス）	<b>第五章 契約の終了</b>
第 5 条（介護保険給付対象外のサービス）	第 19 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第 6 条（利用者等への説明）	第 20 条（契約者からの中途解約）
第 7 条（訪問介護員の交替等）	第 21 条（契約者からの契約解除）
第 8 条（サービスの実施）	第 22 条（事業者からの契約解除）
<b>第二章 サービスの利用と料金の支払い</b>	第 23 条（精算）
第 9 条（サービス利用料金の支払い）	<b>第六章 その他</b>
第 10 条（利用の中止、変更、追加）	第 24 条（苦情処理）
第 11 条（サービス内容の変更）	第 25 条（協議事項）
第 12 条（利用料金の変更）	
<b>第三章 事業者の義務</b>	
第 13 条（事業者及びサービス従事者の義務）	
第 14 条（守秘義務等）	
第 15 条（訪問介護員の禁止行為）	